

■ 3条1項3号

不服 2017-15947

<本願商標>

「Pet litter」（標準文字）

第21類「愛玩動物用排泄物処理材」

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

本願商標は、「Pet litter」の欧文文字を標準文字で表してなるところ、その構成中「Pet」の語は「ペット、愛玩動物」等の意味を有し、「litter」の語は、「トイレ」の意味を有するものである。

そして、ペットを取り扱う業界において、例えば「フェレットリター」、「ハリネズミリター」、「うさぎのリター」、「キヤットリター（猫用トイレ）」、「ペトリター」（PET LITTER）のように、ペットに「リター」の文字を結合し、ペットの「トイレ」を指称するものとして普通に使用されている。

そうすると、本願商標は、その指定商品に使用するとき、これに接する取引者、需要者をして、「愛玩動物（ペット）用のリター（トイレ）砂、愛玩動物（ペット）用のリター（トイレ）排泄物処理剤」を表したものと容易に認識され、商品の用途を普通に用いられる方法で表示するにすぎない。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標の商標法第3条第1項第3号該当性

本願商標は「Pet litter」の欧文文字を標準文字で表してなるところ、「Pet」の語は「ペット、愛玩動物」の意味を有する語として我が国で親しまれている英語であり（「ジーニアス英和辞典 第5版」大修館書店）、「litter」の語は「猫のトイレ用の砂」及び「（動物の）寝わら」の意味を有する英語である（別掲1）。

そして、ペット用品業界においては、「リター」（litter）の語は、「（動物用）トイレ砂又は床材」を指称する語として、「〇〇リター（litter）」（〇〇には動物や原材料の名称などが入る。）のような態様で取引上普通に使用されている実情があり、例えば「ペトリター（PET LITTER）」（ペット用のトイレ砂、床材）、「フェレット・リター

(Ferret Litter) (フェレット用トイレ砂), 「ハリネズミ・リター (HEDGEHOG Litter)」 (ハリネズミを含む小動物用床材), 「バードリター (Bird Litter)」 (小鳥用敷き砂), 「うさぎのリター」 (うさぎを含む小動物用トイレ砂, 敷き材), 「コーンリター」 (コーンが原材料の床材), 「クルミリター」 (クルミが原材料の床材, トイレ砂), 「ウッド・リター (Wood Litter)」 (樹木を原料としたトイレ砂), 「アスペンリター (Aspen Litter)」 (ポプラ (aspen) を原材料とした床敷材, トイレ砂) などの商品が製造, 販売されている (別掲2)。

そうすると, 本願商標は, それぞれの構成文字の語義及び上記のような取引の実情を勘案すれば, 全体として「愛玩動物用のトイレ砂又は床材」程度の意味合いを認識させるもので, これをその指定商品「愛玩動物用排泄物処理材」に使用するときは, 単に商品の品質 (内容) 又は用途を表示するにすぎない。

(2) 請求人の主張について

(略)

(3) まとめ

以上のとおり, 本願商標は, 商標法第3条第1項第3号に該当し, 登録することができない。

よって, 結論のとおり審決する。

※別掲について省略

<弁理士コメント>

本願商標「Pet litter」は、「Pet」の語が「ペット，愛玩動物」等の意味を有し、「litter」の語が「トイレ」の意味を有するものであって、現にペット用品業界においても、「愛玩動物用のトイレ砂又は床材」といった意味で用いられている事実もあることから、指定商品との関係において識別力が認められないと判断されました。

ペット飼育をしていない当職からすると、「litter」という単語には馴染みがありませんし、意味合いも一見して理解できないものですが、ペット愛好家の方々にとっては、おそらくよく知られた語なのでしょう。Googleで検索してみると、「Pet litter」とパッケージに表示された商品も、それなりに多く存在しているようです。

このように、自分は知らない語であっても、当業界では普通名称や品質表示語としてよく知られているといったケースもありますから、われわれ商標弁理士は、調査時において自分の常識だけで識別力を判断するのではなく、念には念を入れて精査することが必要です。

なお、片仮名の「ペトリター」についても、同じように審判請求がされたようですが（不服 2017-15946）、審決ではほぼ同一の理由で識別力が否定されています。もし、「リター」から複数の単語（意味合い）が生じ得るのであれば、結論が変わった可能性もありますが、今回の場合は難しかったようです。

（弁理士 永露祥生）

< 2018年11月21日 >